

様式第21号（第27条の2関係）

競争入札に係る情報の公表（工事）

独立行政法人労働者健康安全機構

施設名 香川産業保健総合支援センター

施設の所在地 高松市亀井町2-1 朝日生命高松ビル3階

契約担当役氏名 榊原 修

[illegible]

様式第22号（第27条の2関係）

随意契約に係る情報の公表（工事）

獨立行政法人労働者健康安全機構

施設名

香川産業保健総合支援センター

施設の所在地

高松市亀井町2-1 朝日生命高松ビル3階

契約担当役氏名

榑原 修

[illegible]

様式第23号（第27条の2関係）

競争入札に係る情報の公表（物品、役務等）

獨立行政法人労働者健康安全機構

施設名

香川産業保健総合支援センター

施設の所在地

高松市亀井町2-1 朝日生命高松ビル3階

契約担当役氏名

榑原 修

[illegible]

様式第24号（第27条の2関係）

随意契約に係る情報の公表（物品、役務等）

独立行政法人労働者健康安全機構	
施設名	香川産業保健総合支援センター
施設の所在地	高松市亀井町2-1 朝日生命高松ビル3階
契約担当役氏名	榊原 修

物品等若しくは役務の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした根拠となる会計細則の条項及び理由（企画競争又は公募の実施）	予定価格（税込、円）	契約金額（税込、円）	落札率	再就職の役員の数	備 考
香川産業保健総合支援センター 事務所賃貸借契約	令和5年4月1日	朝日生命保険相互会社 東京都新宿区四谷一丁目6番1号	当該契約は、事務所の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である、朝日生命保険相互会社以外は契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	5,621,088	5,621,088	100%	—	
徳島産業保健総合支援センター 事務所賃貸借契約	令和5年4月1日	（一社）徳島県医師会 徳島県徳島市幸町3丁目61番地	当該契約は、事務所の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である、一般社団法人徳島県医師会以外は契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	4,422,000	4,422,000	100%	—	
愛媛産業保健総合支援センター 事務所賃貸借契約	令和5年4月1日	株式会社第一ビルサービス 広島県広島市中区大手町五丁目3番12号	当該契約は、事務所の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である、ダイキ不動産情報株式会社以外は契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	3,011,532	3,011,532	100%	—	
宇和島地域産業保健センター 事務所賃貸借契約	令和5年4月1日	有限会社 丸和 愛媛県宇和島市栄町3丁目4番1号	当該契約は、事務所の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である、合名会社酒井商店以外は契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	917,400	917,400	100%	—	
高知地域産業保健センター 事務所賃貸借契約	令和5年4月1日	（一社）高知市医師会 高知県高知市丸の内1丁目7番45号	当該契約は、事務所の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である、一般社団法人高知市医師会以外は契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	960,000	960,000	100%	—	
須崎地域産業保健センター 事務所賃貸借契約	令和5年4月1日	（一社）高岡郡医師会 高知県須崎市東糺町5-10	当該契約は、事務所の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である、一般社団法人高岡郡医師会以外は契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	885,600	885,600	100%	—	

様式第24号（第27条の2関係）

随意契約に係る情報の公表（物品、役務等）

独立行政法人労働者健康安全機構	
施設名	香川産業保健総合支援センター
施設の所在地	高松市亀井町2-1 朝日生命高松ビル3階
契約担当役氏名	榑原 修

物品等若しくは役務の名称及び数量	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称 及び住所	随意契約によることとした根拠 となる会計細則の条項及び理由 （企画競争又は公募の実施）	予定価格 （税込、円）	契約金額 （税込、円）	落札率	再就職の 役員の数	備 考
中村地域産業保健センター 事務所賃貸借契約	令和5年4月1日	(一社) 幡多医師会 高知県四万十市右山字明治383-8	当該契約は、事務所の賃貸借契約であり、継続して契約を締結する必要があることから、物件の所有者である、一般社団法人幡多医師会以外は契約できないものであり、会計細則第52条第6号に該当するため。	1, 172, 400	1, 172, 400	100%	—	